

具体的施策

基本理念、基本方針を踏まえ、これらを達成する施策として『緑を守り育てる』『緑をつくり育てる』『緑の拠点をつくる』『つながりのある緑をつくる』『緑を育てるしくみ』の5項目を定め、積極的に推進します。

1 緑を守り育てる (緑の保全施策)

水と緑に恵まれた、自然豊かな現



にある緑の保全を図り、次世代へと伝えていくため、次の施策を推進します。

1 樹林、樹木の保全

市の骨格となる樹林や市内に残された小規模な樹林、樹木の保全を図ります。

●骨格となる樹林の保全

▽市南部の所沢市境にみられる大規模な平地林の保全▽入間川および不老川周辺の斜面林の保全▽智光山公園、ハイドパーク、入間基地内の樹林の保全

●点在する樹林、樹木の保全

▽屋敷林や小規模な樹林の保全▽社寺林や史跡、文化財と一体となった樹林の保全▽大径木と生け垣の保全
●開発における樹林、樹木と表土の保全

2 農地の保全

市街化区域内にある身近な緑の空間としての小規模な農地や、市街化調整区域内にある茶畑などのまとまりのある農地の保全を図ります。

●市街化区域内の農地の保全

▽生産緑地地区の指定と保全、整備
●市街化調整区域内の農地の保全
▽農業振興地域内の農地の保全▽市民農園などの整備

3 水辺の保全

市民生活に潤いをもたらし、また、多くの生き物の生息場所となり、移動の場所となる河川、水路の保全を図ります。

●自然豊かな入間川の水辺の保全

▽水質の保全▽河川敷の保全、活用

●小川、水路の保全

▽不老川の保全▽赤間川の保全▽根堀用水の保全

4 文化財、歴史的遺産の保全

文化財や歴史的遺産と一体となった緑の保全や、まちの象徴として親しまれている古木や故事来歴のある樹木の保存を図ります。

▽社寺林や史跡、文化財と一体となった樹林の保全▽名木、古木の保全

5 野生生物の保護

鳥や魚、昆虫などの生物が植物と一体となり生息している貴重な生態系を保護し、緑の保全を図ります。
▽貴重な野生生物の生息場所の保全

2 緑をつくり育てる (緑の創出施策)

公園の整備や河川、樹林地などを活用した水と緑とのふれあいの場の創出、また、市民と市の協力による住宅や公共施設などの身近な場における緑の創出など、街中の緑を増やして

ていくため、次の施策を推進します。

1 水と緑とのふれあいの場の創出

不足している身近にある公園の整備をはじめ、河川、樹林地、農地などを活用して市民が水や緑とふれあうことができる空間の整備を図ります。

●公園の整備

▽都市公園の整備▽都市公園以外の公園の整備

●河川、水路の緑化（水辺の緑化と清流の復活）

▽入間川河川敷の整備▽不老川の整備▽水路の緑化

●自然とのふれあいの場の整備

▽ビオトープの整備▽自然体験や学習の場の整備

2 身近な緑の創出

市民と市が協力して、住宅や公共施設など身近に緑を創出することにより、より快適な暮らしと街並みの景観の向上を図ります。

●公共施設施設の緑化

▽官公庁施設、教育文化施設、福祉施設の緑化▽学校の緑化

●民有地の緑化

▽住宅地の緑化▽商業地の緑化▽工業地の緑化

●まちかど緑化

▽ポケットパークの整備▽ふれあい

花壇（市民花壇）の整備▽緑と花の運動の推進

●道路緑化

▽都市計画道路の緑化▽ポケットパークの整備▽緑道などの整備

3 緑の拠点を つくる (緑の拠点形成施策)

市民のシンボルとなる緑の拠点を つくるため、次の施策を推進します。

1 緑の拠点となる公園緑地の形成

環境保全、レクリエーション利用、防災機能の向上、景観の保全において、シンボルあるいは骨格となる大規模な公園緑地の整備充実を図ります。

●智光山公園の整備

●入間川河川敷公園の計画的整備

●ハイドパークの整備促進

●赤坂の森公園の整備充実

4 つながりのある緑をつくる (水と緑のネットワーク形成施策)

骨格となる河川や樹林地のような大きな緑から、庭先のように身近な小さな緑までを結んで有機的なつながりのある緑をつくるため、次の施策を推進します。

1 水と緑のネットワークの形成

公園、緑地、街路や河川を緑でつなぎ、有機的なネットワークで形成し、水と緑それぞれが持つ環境保全効果やレクリエーション利用効果、防災効果などを相乗的に高めます。

●エコロジカル（ビオトープ）ネットワークの形成

●レクリエーションネットワークの形成

●防災ネットワークの形成

●アメニティネットワークの形成

5 緑を育てるしくみ (緑の普及施策)

守り、つくり、増やし、つないだ緑を大きく育て、良好な状態に保つためのしくみをつくるため、次の施策を推進します。

1 緑を育てる体制づくり

市民・企業・行政が協力した緑のまちづくりを進めていくための庁内組織の充実や協力者の組織化などを行い、事業推進体制の確立を図ります。

●水と緑のまちづくり推進体制の確立

▽庁内組織の充実▽住民参加の推進▽維持管理システムの構築

●緑のリサイクルの推進

▽リサイクルシステムの導入による

環境への負荷の軽減と副産物の有効利用

●民間団体の育成

▽雑木林愛護団体の設立、支援▽街路樹愛護団体の設立、支援▽公園愛護団体の設立、支援▽市民農園愛護団体の設立、支援

●市民援助体制の充実

▽技術的支援▽資金的支援▽人的支援▽その他支援

●緑化基金の充実

●緑化推進重点地区の指定

●情報センターの設置

2 普及、啓発

緑の基本計画のPRや水と緑のまちづくりに関する情報の発信、緑に親しむイベントの開催などにより、緑の普及、啓発を図ります。

●緑の基本計画のPRを兼ねたシンボルマークなどの募集

●水と緑の情報提供
▽定期刊行物の発行▽水と緑の白書の発行

●緑化意識の高揚

▽自然観察会の実施▽身近な生き物

＊『狭山市緑の基本計画』は、みどりの課、各公民館・出張所などで閲覧できます

●問い合わせみどりの課へ内線751



調査（水と緑のモニタリング調査）の実施▽緑と花の運動の展開▽緑化イベントの開催▽緑化講習会の開催▽苗木、ツタ、花苗などの配布▽自然に親しむ教育の推進
……

人が潤いをもって暮らすためには、緑が身近にある環境が欠かせません。そして、それは市民・企業・行政が一体となった取り組みなしでは成しえません。

緑が息づくまち・さやまをみんなですくみましょう。